

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書
No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880

99

極
秘
無期限
6部の内
2号

沖縄の施政権返還の方途

昭和42年10月
北農局長

1. 主要在地

- (1) 沖縄本島にある米軍基地は、(1)本島南半部より吉原市にわたって集中している陸軍補給基地、同地区にある嘉手納飛行場を中心とする空軍基地、(2)那覇港及び東海岸ホワイト・ビーチの海軍施設、(3)東海岸に点在する3つの海兵隊基地、(4)北部の海兵隊演習場等であり、このほか各地に通信施設が散在する。(2) これらの基地のありようは、いわゆる「全島基地」というには当らないが、他面機能を異にして各地に散在する基地を一地域に移転集中することも、基地の規模と機能を大幅に削減しない限り、物理的に不可能である。

2. 基地を撤去した全面返還

米軍を沖縄より全面的に撤退せしめた上での返還は、現情勢下において沖縄における米軍の存在が、日本を含む種々の安全保障上重要な抑止力としての役割りを果していると認め

る政府の立場を確立しない。

3. 機能別返還

- (1) 機能別返還は、軍事施設の機能と非軍事的関係の少ない戸籍、教育、社会保障、産業等の事項に関する施政権を順次事項別に切離して返還せしめようという考え方であるが、次のような問題があり、また米側も容易に応じるとは認め難い。
- (2) 両題点
- (1) 米側からは実質的にその安全保障上の必要をいかに保障するかを問われ、沖縄住民側からは全面返還を廻上げるのではないかを問われ、結局施政権全面返還に至る段階的構想なしには成立たなくなる。
- (2) たとえば教育に関する施政権なるものの範囲を画定することに実際上の困難のあること（どの範囲の日本法令を沖縄に適用するに至るか、その後の新規立法、法改正はどうなるか等）。
- (3) 立法、司法部門に関する問題のあること

(関係日本法を制定する国会に沖縄住民が
代表されていないこと、関係法令に関する
司法権の運用をどうするか等)。

(4) 当該事項についてのみ、種々の面で本土
並みとなることによる他の事項との不均衡
(関係公務員の待遇等)。

3. 基地付返還の諸方法

わが方の基本的態度が沖縄の果していいる軍事的役割と施政権返還に対する国民の願望を調和することにある以上、この問題の解決のためには、沖縄に最低限必要な米軍基地を存続したまま施政権を返還させる方法を検討しなければならない。このような返還には次のような形を考える。

(1) 島別返還

(2) 地域別返還

(3) 基地付全面返還

4. 島別返還

(1) 軍事施設が集中的に存在する沖縄本島のみ
を現在のまま米国の施政下に残し、その他の

島の施政権を日本に返還をしめる考え方であ
る(41年3月自民党中央委員会の構想、
42年3月大陸問題研究所意見書)。

5. 問題点

(1) 沖縄住民の一部のみが復帰し、その他の
大部分が取残される結果となることに対する
住民の強い反対のこと。

(2) 経済的、社会的に一体である沖縄が立ち
に分離され、その一部が日本の、他のが米国
の施政権下に置かれることが実際上不便、
不自然であること。

(3) 沖縄本島に関する限り問題の解決になら
ず、しかもそこで米国の施政権の固定化
を招來する可能性のあること。

(4) 米側からみた場合、本島のみを残せば、
保守、革新のバランスが崩れ、沖縄立法院
は反米的色彩を強めるとがおそれられる
こと。

6. 地域別返還

島に基地である地域は、それを現在のままの

米国の施政下に残し、爾後の地域の施政権を日本に返還する考え方である（自民党東洋問題部等の構想）。この考え方によれば、米軍基地たる地域を米国の施政下に残すことにより、米軍の基地の完全な「自由使用」を確保しつつ返還を図ることとなるが、これには次のことを障壁がある。

これが手錠上非常に複雑となり、現存墓地の固定化を招来する。

- (4) 地位協定に關し、基地内においては米軍特權との邊界線を認められる一方、基地外において地位協定の律するところとなり、従つて新たな基地の取得、基地の出入、調達、勞務、裁判権等について制約が加わることとなるので、この方式は米側にとり、後述の基地付全面返還に比し、特に魅力のあるものとはなれ難い。

(5) 基地問題が施政権返還の要素も含むこととなつて、依然として懸念を残していることがある。

舊地村全面返還

施政権は全面的に返還し、米軍基地について
は本土と同様安保条約、地位協定を適用する。
この方式は前記露方式の上位な難点はないが、
極東における効果的な抑止力としての米軍の一
環たる在沖縄米軍の基地の地位について、特に
核並びに戦闘作戦行動等、安保条約第6条に關

する事前協議事項等に関して以下のような問題がある。

- (1) 核兵器の持込みは事前協議の対象となるところ、戦略核兵器の配備は必要なしとするも、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイルや艦載空軍用の核弾頭等につき、米側はその裁量の自由を留保しようとするかも知れない。
- (2) 沖縄の重要な使命は専ら前線補給基地としての機能にあると認められるが、米側は戦略爆撃機への空中給油作業とか、局地戦突發の場合海兵隊が即刻発進しうる態勢にあることを重視し、この種戦闘作戦行動の自由を留保しようとするかも知れない。
- (3) 沖縄に地位協定が適用されるととなれば、米軍の基地取得、基地の出入、開港、勞務、載運権等の問題に関して日本政府が介入する事となり、それだけ米側のいわゆる「自由」は制約されることになるが、この点は米側に納得せしめるとともに、わが方として地位協定上の拘束は完全に保護するより、施設等、

沿岸当局をはじめ、関係官庁において十分の用意が必要である。

なお、この関連で電気、水道、道路等の公共交通事業はわが方に引つぐべきはいりきでもない。

- (4) 既に前記(2)戦闘作戦行動及び場合によって(1)核兵器の持込みについて米側に本土の基地と異なる地位を認めれば、施政権返還後直ちにこれを本土の基地並みとすべしとする運動が起るであらうが、これは施政権返還運動に属すればいわばレーザー・イディルである。
- (5) 施政権が返還されれば、わが方は沖縄自体の防衛について米軍と並んで責任を負うこととなるが、当面の問題はむしろ前記(3)であつて、自衛隊自身の責任拡大は漸進的な問題である。